

第3章 騒音

第1節 騒音の現況

1 概 要

騒音は、各種公害のなかでも日常生活にかかわりが深く、発生源も工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音、その他生活騒音等多種多様であることから、騒音に関する苦情は、公害苦情件数のなかで特に多く、平成2年度の騒音苦情は25件で全体の17.7%を占めている。

2 各種騒音測定調査結果

(1) 自動車騒音調査

環境週間(6月5日～11日)の行事の一つとして、鳥取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点、境港市3地点、郡家町、河原町、羽合町、日野町各1地点計22地点において昼間時における自動車騒音測定をし、併せて交通量(原付自動二輪車以上)を調査した。(表91)

この調査は騒音に係る環境基準に基づく測定方法で行い、その中央値の平均値を見れば、鳥取市63～69ホン(A)、倉吉市61～63ホン(A)、米子市66～74ホン(A)、境港市60～66ホン(A)、郡家町65ホン(A)、河原町68ホン(A)、羽合町65ホン(A)、日野町68ホン(A)であり、鳥取市の県庁前、倉吉市の旧打吹駅前及び宮川町ロータリーを除いて環境基準相当とみなされる値に不適合であるが、騒音規制法第17条に規定する指定地域内における自動車騒音の限度と比較すると各市とも限度以下であると考えられる。

(2) 環境騒音実態調査

平成2年度中に、騒音規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市(32地点)において実施した全時間帯調査の結果は表92のとおりである。

調査結果を見ると、環境基準Aに相当する地域(主として住居の用に供される地域)及び環境基準Bに相当する地域(相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)では、環境基準相当の適合率はそれぞれ44%及び73%であった。

また、道路に面する地域と面さない地域で見ても、道路に面する地域での環境基準相当の適合率28%、そのうち、A類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ0%・0%・0%・13%、B類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ50%・38%・38%・88%であった。

道路に面さない地域の適合率は86%、そのうち、A類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ60%・90%・80%・80%、B類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ100%・100%・100%・100%であった。このように道路に面する地域での適合率が悪いが、しかしいずれの地域においても騒音規制法第17条に規定する自動車騒音の限度をほとんど満足しているものと考えられる。

表91 平成2年度自動車騒音測定結果

測定地	所在地	道路か 有する 車線数	自動車騒音							昭和61年度～平成2年度の年度変化(平均値)												
			騒音レベル 〔中央値+ノA〕			環境基準 〔中央値+ノA〕		環 境 適 基 準 否	自動車騒音の限度 〔中央値+ノA〕		自動車騒音〔中央値+ノA〕					総車両通過台数(大型車) (台/10分間)						
			最高値	最低値	平均値	相当とみ なされる 地	区域の 区分		61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度				
																			相 当 と み な さ れ る 地	区 域 の 区 分		
鳥取市	鳥取駅前	永楽温泉町	2車線をこえる	69	64	66	B	65以下	×	第3種	80	65	67	64	66	66	146(12)	152(15)	145(13)	169(12)	179(13)	
	鳥取県物産 観光センタ	木広温泉町	2車線をこえる	71	68	69	"	"	×	"	"	70	71	67	69	69	196(16)	184(14)	180(10)	195(10)	205(12)	
	県庁	東町	2車線をこえる	65	61	63	"	"	○	"	"	65	65	63	67	63	143(15)	152(14)	149(14)	170(12)	149(12)	
	大村薬局前	片原	2車線	67	64	66	"	"	×	"	"	75	65	66	67	66	130(4)	136(3)	149(3)	144(2)	128(2)	
	鳥取警察署附近 (西連会館)	青傘町	2車線	70	69	69	"	"	×	"	"	"	69	72	70	72	69	281(20)	314(18)	321(17)	310(17)	321(20)
	加谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	70	63	66	A	60以下	×	第2種	"	"	65	68	66	67	66	192(12)	185(9)	189(11)	182(10)	184(11)
米子市	米子駅前	明治町	2車線をこえる	70	65	66	B	65以下	×	第3種	80	66	65	68	67	66	131(21)	137(21)	150(17)	149(21)	166(19)	
	中国電力前	加茂町	2車線をこえる	69	65	67	"	"	×	"	"	69	70	72	70	67	228(33)	246(30)	244(30)	259(41)	221(21)	
	米子市公会堂前	角盤町	2車線をこえる	70	68	69	"	"	×	"	"	69	70	72	70	69	332(34)	337(36)	323(32)	360(42)	354(20)	
	消防署附近 (理容セブス前)	富士見町	2車線をこえる	78	67	70	"	"	×	"	"	67	69	69	66	70	247(24)	233(13)	242(10)	228(13)	277(15)	
	鳥取銀行前 米子支店	西福原	2車線をこえる	84	68	73	"	"	×	"	"	71	72	73	72	73	351(45)	370(35)	383(35)	381(41)	368(22)	
	山陰ナショナル 製品販売前	米原	2車線をこえる	80	70	74	A	60以下	×	第2種	75	71	72	72	68	74	315(49)	331(33)	347(30)	331(34)	361(35)	
倉吉市	旧打吹駅前	明治町	2車線	65	51	61	B	65以下	○	第3種	"	67	67	63	63	61	81(7)	98(7)	80(5)	82(6)	81(6)	
	倉吉駅前通り	上井	2車線をこえる	68	54	63	"	"	○	"	80	67	69	68	68	63	169(11)	200(11)	177(10)	189(13)	183(13)	
	宮川町コタノ	宮川町	2車線をこえる	69	53	61	"	"	○	"	"	66	68	66	65	61	198(9)	188(8)	189(7)	179(8)	168(7)	
境港市	鳥取銀行前 境港支店	上道町	2車線	68	64	66	"	"	×	"	75	66	65	66	65	66	108(12)	120(10)	124(12)	133(7)	119(15)	
	境公民館前	湊町	2車線	64	62	63	A	55以下	×	第2種	70	63	65	66	63	63	97(12)	111(8)	126(12)	110(9)	114(10)	
	山陰合同銀行前 堺西支店	外江町	2車線	61	56	60	"	"	×	"	"	56	56	60	57	60	57(6)	63(6)	73(6)	70(3)	71(6)	
郡家町	郡家保健所前	郡家	2車線	69	63	65	"	"	×	"	"				65						109(17)	
河原町	河原町役場 入口附近	渡一木	2車線	71	65	68	"	"	×	"	"				68						140(40)	
羽合町	田後バス停附近	田後	2車線	68	63	65	"	"	×	"	"				65						150(13)	
日野町	根雨保健所前	根雨	2車線	77	61	68	"	"							68						05(28)	

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定
 適否とは環境基準のあてまめを行った場合の判定、郡家町、河原町、羽合町、日野町は平成2年度から測定を実施。
 鳥取市以外の地点については、環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定が行われていないため環境基準相当とする。

表92 平成2年度環境騒音実態調査結果

地区 測定月日	測定場所	所在地	道路名	車線数	測定値 中央値(ホノA)				交通量()大型 (台/10分間)				騒音に係る環境基準 中央値(ホノA)								自動車騒音の限度 中央値(ホノA)			
					朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	類 型	基準値			環境基準 適(○) 否(×)				区域 区分	昼 間	朝 夕	夜 間
														昼間	朝夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間				
鳥取市 10月29日	山の手会館前	吉力町	国道29号	2	69	68	65	52	238	173	229	49	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	"裏	"	"		41	40	41	34	(13)	(14)	(7)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	N T T 鳥取支社前	湯所町	国道29号	2	61	67	62	51	110	232	157	52	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	"裏	"	"		40	44	45	37	(11)	(21)	(7)	(2)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	鳥取市文化センター前	吉力温泉町	() 福部鳥取線	2	50	63	62	50	42	131	137	34	B	65	60	55	○	○	×	○	3	75	70	65
"裏	"	"		41	39	41	36	(2)	(7)	(6)	(4)	"	60	55	50	○	○	○	○					
新日本海ソノビングタウン前	天神町	国道53号		4	68	65	66	57	217	215	204	58	B	65	65	60	×	○	×	○	3	80	75	65
"裏	"	"			52	55	50	42	(7)	(21)	(6)	(10)	"	60	55	50	○	○	○	○				
倉吉市 10月18日	市立倉吉西中学校裏	秋 島	(主) 倉吉赤碕中山線	2	56	64	60	46	57	87	71	18	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	倉吉西高グラウンド横	"	"		41	47	43	39	(1)	(8)	(0)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	ヒノグライトーホー横	米田町	国道179号	4	67	63	60	50	148	129	71	17	A	60	55	50	×	×	×	○	2	75	70	60
	津村宅前	"	"		56	52	48	40	(11)	(13)	(4)	(2)	"	50	45	40	×	×	×	○				
	小林薬局前	明治町	() 木地山倉吉線	2	64	66	58	40	75	81	43	9	B	65	60	55	×	×	○	○	3	75	70	65
光明寺前	研屋町	"		42	40	37	34	(9)	(9)	(3)	(0)	"	60	55	50	○	○	○	○					
米子市 10月23日	上井ヒル前	上 根	国道179号	4	61	69	68	53	63	207	204	57	B	65	65	60	○	×	×	○	3	80	75	65
	倉吉体育文化会館駐車場	"	"		44	48	47	37	(6)	(14)	(5)	(1)	"	60	55	50	○	○	○	○				
	後藤ヶ丘中学校入口	上後藤	市道外浜街道線	2	59	64	66	49	50	106	121	29	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	"正門前	"	"		41	41	42	40	(2)	(1)	(1)	(0)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	戸口田医院前	上福原	() 皆生西原線	4	66	66	69	54	118	168	168	46	A	60	55	50	×	×	×	×	2	75	70	60
"裏	"	"		48	42	40	41	(8)	(4)	(2)	(1)	"	50	45	40	×	○	○	×					
境港市 10月15日	竹内医院前	祇園町	国道9号	2	71	71	70	60	284	196	182	65	B	65	60	55	×	×	×	×	3	75	70	65
	鉄道宿舍裏	"	"		43	45	39	39	(10)	(22)	(6)	(11)	A	50	45	40	○	○	○	○				
	建設省米子出張所前	車 尾	国道9号	4	70	72	73	58	175	247	271	70	B	65	65	60	×	×	×	×	3	80	75	65
	"裏	"	"		47	50	50	45	(25)	(29)	(9)	(3)	A	50	45	40	×	○	×	×				
	境公民館前	渡 町	(主) 米子境港線	2	65	65	63	52	72	110	58	27	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
境港市 10月15日	境小学校裏	"	"		47	47	42	39	(12)	(13)	(4)	(1)	"	50	45	40	×	○	○	○				
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	(主) 米子境港線	2	62	64	65	52	96	98	100	39	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	松本進宅前	"	"		44	45	42	38	(11)	(8)	(0)	(2)	"	50	45	40	○	○	○	○				
	境家具店前	東本町	() 境港線	2	48	54	58	44	19	48	26	11	B	65	60	55	○	○	○	○	3	75	70	65
	"裏	"	"		42	43	40	35	(1)	(2)	(1)	(0)	"	60	55	50	○	○	○	○				
都田水産前	上道町	国道431号	4	65	66	57	60	89	134	69	39	B	65	65	60	○	×	○	○	3	80	75	65	
"裏	"	"		43	44	42	35	(15)	(13)	(0)	(4)	"	60	55	50	○	○	○	○					

(注) 時間区分 騒音 昼間 午前8時～午後7時、朝夕 午前6時～午前8時と午後7時～午後10時、夜間 午後10時～翌日午前6時
 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時
 騒音の昼間 夜間の測定値は各時間区分の平均値である。
 交通量は、自動二輪車以上の道路に面する地点の通過車両台数である。
 道路名の(主)は主要地方道(県道)、()は一般県道(県道)である。
 鳥取市以外の地点について 環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定が行われていないため環境基準相当とする。

第2節 騒音の防止対策

1 法・条例による規制

(1) 騒音に係る環境基準

公害対策基本法第9条の規定に基づき、「騒音に係る環境基準」については、昭和46年5月25日付け閣議決定により騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることか望ましい基準（以下「環境基準」という。）として定められている。（表93）

本県における環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定状況は表94のとおりである。

表93 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝・夕	夜 間	
AA	45 ホン(A)以下	40 ホン(A)以下	35 ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50 ホン(A)以下	45 ホン(A)以下	40 ホン(A)以下	
B	60 ホン(A)以下	55 ホン(A)以下	50 ホン(A)以下	

- (注) 1. AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。
2. Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
3. Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55 ホン(A)以下	50 ホン(A)以下	45 ホン(A)以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60 ホン(A)以下	55 ホン(A)以下	50 ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65 ホン(A)以下	60 ホン(A)以下	55 ホン(A)以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65 ホン(A)以下	65 ホン(A)以下	60 ホン(A)以下

備考 車線とは1縦列の自動車か安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

表 94 地域の類型をあてはめる地域および時間の区分
(平成2年12月11日県告示第961号)

地域の類型	地 域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第3項までに規定する第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第4項から第7項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

時間の区分	時 間
朝	午前 6時から午前 8時まで
昼 間	午前 8時から午後 7時まで
夕	午後 7時から午後10時まで
夜 間	午後10時から翌日の午前6時まで

表 95 一般的な騒音レベル

難聴惹起	会話理解の低下 作業能率の低下	心理的反応（不快感）	ホ ン	状 況
			140	極度の聴力障害
			130	最大可聴限界
			120	飛行機のエンジンの近く
			110	自動車のクックション、船の機関室内
			100	高速列車の近傍
			90	組立工場、やかましい地下鉄
			80	交通のはげしい交差点
			70	電話のベル（1m）
			60	会話（1m）、一般の事務室内
			50	普通の事務室、静かな住宅地
			40	静かな図書館
			30	深夜、フジオ・テレビ放送のスタジオ内
20	人のささやき			
10	木の葉の音			
0				

(2) 法による規制

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を知事か指定し（法第3条第1項）、この指定地域内にある工場・事業場における事業活動に伴う騒音（法第2条第1項及び第2項）、建設工事に伴って発生する騒音（法第2条第3項）を規制するとともに、自動車から発生する自動車騒音の許容限度（法第16条）を定め、道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは措置要請（法第17条）できることとしている。

本県における地域指定状況は、表96と表97のとおりである。

表 96 地域指定状況

告 示 年 月 日	地 域 指 定 市 町 村 名
昭和49年9月17日 (県告示第778号～780号)	鳥取市及び米子市の一部
昭和50年5月30日 (県告示第476号～478号)	倉吉市及び境港市の一部
昭和54年7月6日 (県告示第575号～577号)	国府町、郡家町及び日吉津村の一部
昭和62年7月10日 (県告示第580号～581号)	鳥取市、米子市及び境港市の一部

表 97 騒音規制法に基づく騒音規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する騒音について規制する区域及び自動車騒音の限度に係る区域。	都市計画法に基づく用途地域の区分 用途地域	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域。
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1種住居専用地域 第2種住居専用地域	第1号区域 (第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む。)
第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第2種住居専用地域 住居地域	
第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	工業地域	
指定地域から除外	工業専用地域	第2号区域 指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境保全課、関係市役所及び町村役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場騒音

工場、事業場騒音について規制の対象となるのは、指定地域内であって、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、指定地域市町村長は、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合に、計画変更勧告や改善勧告、更には改善命令を行うことかできる。

表 98 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分 時間の区分	昼間 (午前8時から) (午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から) (翌日の午前6時まで)
第1種区域	50 ホン	45 ホン	45 ホン
第2種区域	60 ホン	50 ホン	45 ホン
第3種区域	65 ホン	65 ホン	50 ホン
第4種区域	70 ホン	70 ホン	65 ホン

基準値は特定工場等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさ。

イ 建設作業騒音

建設作業騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務（法第14条）が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音が一定の規制基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、必要な勧告、命令の措置（法第15条）をとることができる。

表 99 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

規制項目		①くい打機（もんけんを除く）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	②びょう打機を使用する作業	③さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）	④空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	⑤コンクリートプファント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプファント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプファントを設けて行なう作業を除く。）	適用除外
第1号基準（音量基準） 作業場所の敷地の境界線における騒音		85 ホンを超えないこと					
第2号基準（作業時刻に関する基準） 作業禁止の時間帯	第1号区域	午後7時～午前7時					災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄・軌道の正常運転、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定
	第2号区域	午後10時～午前6時					
第3号基準（作業時間に関する基準） 作業時間の長さの制限	第1号区域	1日10時間					1日で完了する作業、災害・非常の事態、人の生命の危険防止
	第2号区域	1日14時間					
第4号基準（作業期間に関する基準） 連続して作業することのできる日数		6日間以内					災害・非常の事態、人の生命の危険防止
第5号基準（作業日に関する基準） 作業を禁止する日		日曜日、その他の休日					災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄・軌道の正常運転、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定
勧告 命令の内容		特定建設作業の騒音が第1号の基準（音量基準）を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、一日における作業時間を10時間（第1号区域（第2号区域にあっては14時間）未満4時間以上の間において短縮することも勧告 命令できる。					

ウ 自動車騒音

騒音規制法では、自動車構造の改善により自動車騒音の防止を図るため、環境庁長官が自動車騒音の大きさの許容限度を定め、これを道路運送車両の保安基準において担保することとしている。また、指定地域内にあって、市町村長が自動車騒音について、その測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また必要に応じ、道路管理者等に対し、道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べるることかてきる。

表100 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
1 第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55 ホン	50 ホン	45 ホン
2 第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60 ホン	55 ホン	50 ホン
3 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70 ホン	65 ホン	55 ホン
4 第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75 ホン	70 ホン	60 ホン
5 第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70 ホン	65 ホン	60 ホン
6 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75 ホン	70 ホン	65 ホン
7 第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80 ホン	75 ホン	65 ホン

(3) 航空機騒音に係る環境基準

公害対策基本法第9条の規定に基づく、「航空機騒音に係る環境基準」については、昭和48年12月27日付環境庁告示第154号により騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することか望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）として定められている。（資料14参照）

本県においては、鳥取市に鳥取空港（管理者：鳥取県）と境港市に美保飛行場（管理者：防衛庁、共用飛行場）の2つかあり、環境基準に基づく飛行場の区分は、鳥取空港の場合第3種空港に該当する飛行場であり、また、美保飛行場の場合は、自衛隊等が使用する飛行場であり、第2種空港Aに準ずる飛行場に該当するものであるか 丙飛行場とも現在、環境基準の地域の類型あてはめは行っていない

(4) 条例による規制

ア 工場、事業場騒音

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となっているが、これを鳥取県公害防止条例により騒音関係特定施設(表 101)として、昭和 47 年 4 月 1 日から規制を行っており、規制地域及び規制基準は騒音規制法に準拠している。

表 101 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規格
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が 0.75 キワト以上のものに限る。

イ 深夜騒音

深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場等すべての事業活動に伴う深夜(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)の騒音を昭和 47 年 4 月 1 日から規制している。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、パント演奏、カラオケ及びきょう声などの騒音も含めて規制を行っている。

表 102 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区域の区分		基準値
1	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された第 3 種区域及び知事が別に定める区域。	50 ホン
2	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された第 4 種区域及び知事が別に定める区域。	65 ホン
3	1 及び 2 に掲げる区域以外の区域。(工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業)のための埋立地を除く。	45 ホン

ウ 拡声機騒音

近年、工場・事業場騒音以外の騒音苦情が増加する傾向にあるので、これに対処するため、拡声機による騒音を昭和 63 年 10 月 1 日から規制している。

- | |
|--|
| <p>1 商業宣伝を目的として、拡声機を使用する放送をしてはならない区域(次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね 50 メートル以内の区域)</p> <p>(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校</p> <p>(2) 児童福祉法第 7 条に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法第 1 条の 2 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館</p> |
|--|

- (5) 老人福祉法第 14 条第 1 項第 2 号に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 老人保健法第 6 条第 4 項に規定する老人保健施設

2 商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する放送の制限

使用時間 午前 8 時から午後 7 時まで

音 量 地上において 65 ホン以下

3 その他拡声機を使用する放送の制限

(1) 次に掲げる放送をする場合は、使用時間、音量とも音量基準 1 による。

ア 工場、事業場、社寺、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの

イ 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの

ウ 露店市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの

エ 飲食物の移動販売に伴うもの

オ 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの

音量基準 1

区 域		音 量	
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された地域	第 1 種区域	70 ホン	45 ホン
	第 2 種区域	70 ホン	45 ホン
	第 3 種区域	70 ホン	50 ホン
	第 4 種区域	70 ホン	65 ホン
2 1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く）		70 ホン	45 ホン

(2) (1) に掲げる場合以外の場合は、使用時間を午前 8 時から午後 7 時までとし、音量は、音量基準 2 による。ただし、移動しなから放送をする場合の音量は、70 ホン以下とする。

音量基準 2

区 域		音 量
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された地域	第 1 種区域	55 ホン
	第 2 種区域	65 ホン
	第 3 種区域	70 ホン
	第 4 種区域	70 ホン
2 1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）		70 ホン

4 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- (1) 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
- (2) 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
- (3) 公共の輸送機関の業務に関し駅又は発着場において放送をする場合
- (4) 公務員かその職務に関し放送をする場合
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために放送をする場合
- (6) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
- (7) 集団の整理誘導のために放送をする場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

2 特定施設等の届出状況

- (1) 騒音規制法による特定施設の届出数

表 103 特定施設の種別届出数

(平成3年3月31日現在)

種 類	市町村名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	合 計
1 金属加工機械		156	115	66	19	—	—	5	361
2 空気圧縮機等		290	313	102	60	3	2	86	856
3 土石用破碎機等		27	1	—	2	—	—	—	30
4 織 機		—	—	—	—	—	—	—	—
5 建設用資材製造機械		2	6	3	2	1	1	—	15
6 穀物用製粉機		—	—	—	—	—	—	—	—
7 木材加工機械		34	125	45	6	—	3	2	215
8 抄 紙 機		2	—	—	—	—	1	6	9
9 印 刷 機 械		108	73	29	8	—	5	2	225
10 合成樹脂射出成形機		9	—	10	—	1	—	—	20
11 铸 型 造 型 機		—	11	—	—	—	—	—	11
計		628	644	255	97	5	12	101	1,742
届出工場 事業場		105	116	46	26	4	9	5	311

(2) 騒音規制法による特定建設作業の届出数

表 104 特定建設作業の種類別届出数

(平成2年度中)

種 類	市町村名								合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村		
1	くい打機等を使用する作業	—	47	10	1	—	—	—	58
2	びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—	—	—	—
3	さく岩機を使用する作業	4	14	—	1	—	—	—	19
4	空気圧縮機を使用する作業	—	2	—	—	—	—	—	2
5	コンクリートプット等を設けて行う作業	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	4	63	10	2	—	—	—	79

(3) 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設届出数

表 105 騒音関係特定施設届出数

(平成3年3月31日現在)

種 類	市町村名								合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村		
	クーロングタワー	235	210	30	18	—	5	—	498
	届出事業場	131	127	17	15	—	3	—	293